

訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年一月二十四日

奈良県知事 荒井正吾

### 奈良県規則第三十二号

訓練手当支給規則の一部を改正する規則

訓練手当支給規則（昭和四十一年九月奈良県規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「公共職業訓練」という。）の下に、「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）第四条第一項に規定する認定を受けた職業訓練（以下「認定職業訓練」という。）」を加え、同項中第十六号を第十七号とし、第十号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の一号を加える。

十 児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第四条第一項に規定する児童扶養手当を受けている者であつて、同項第二号に規定する児童の父であるものうち、当該児童が同号に該当することとなつた日の翌日から起算して三年以内に公共職業安定所に出頭して求職の申込みをした者

第三条第一項中「公共職業訓練」の下に、「認定職業訓練」を加える。

第六条第一項中「第十一号まで」を「第十二号まで」に改める。

第一号様式（その一）中

「  
職場適応訓練

」を「  
認定職業訓練  
職場適応

訓練  
」に「第16号」や「第16号・第17号」及び「公共職業能力開

発施設の長」を「公共職業能力開発施設の長  
に改める。  
（認定職業訓練を行う施設の長）」

附 則

この規則は、公布の日から施行する。